

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

インド

食品添加物

1. 食品添加物の定義	1
2. 食品添加物の機能区分	1
3. 認可食品添加物及びその使用基準	2
4. 新規食品添加物の申請・認可	2
5. 食品への食品添加物の表示	2
6. 食品添加物の表示: 第2章 第2.2.2項 (包装済み食品の表示)	3
7. 食品への使用が禁止される物質	3

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

1. 食品添加物の定義

インドにおける「食品添加物」は、FSS 法(2006 年)第 1 章「序文」第 3 条(k)項、及び FSS(食品規格及び食品添加物)規則(2011 年)第 3 章第 3 条 3.1.1(4)項において以下の通り定義している。

『食品添加物とは、栄養価の有無にかかわらず、通常単独で食品として消費されることがなく、又食品に含まれる典型的成分として使用されることのないあらゆる物質を意味し、食品の製造・加工・調製・処理・充填・包装・輸送における(感覚刺激的目的を含む)技術的目的のために食品に意図的に添加されるものであり、(直接的又は間接的に)添加物又はその副産物が当該食品の成分となる、或いは食品の特性に影響を及ぼすことになる、もしくはこれらを合理的に期待することができるものであるが、食品添加物には、汚染物質、及び栄養価を維持・改善させるために食品に添加される物質は含まれない。』

2. 食品添加物の機能区分

FSS(食品規格及び食品添加物)規則(2011 年)第 3 章「食品に添加される物質」第 3 条 3.2 項には、に以下の食品添加物機能区分が存在する。これらの個々の区分についても、各セクションにそれぞれ定義及び用法を記載している。

《 着色料 Food Colours、甘味料 Sweeteners、パン酵母 Baker's Yeast、乳酸 Lactic Acid、アスコルビン酸 Ascorbic acid、プロピオン酸カルシウム Calcium Propionate、メタ重亜硫酸ナトリウム Sodium Metabisulphite、メタ重亜硫酸カリウム Potassium Metabisulphite、保存料 Preservatives、pH 調整剤 Acidity regulator、ゲル化・増粘・安定剤 Gelling agent or Thickener or Stabilizer、酸化防止剤 Antioxidants、風味増強剤 Flavour enhancers、艶出し剤 Glazing Agent、保湿・分散剤 Humectant or Wetting Agent or dispersing Agent、甘味・湿潤・捕捉剤 Sweetener or Humectant or Sequestrant 》

2-1. 香料 Flavouring Agents

香料には、香料物質、香料抽出物、又は香料調整品などがあり、これらはフレーバーの特性、即ち、味又は香りあるいは双方を食品に与えることができる。香料は以下の 3 タイプに分けることができる(同規則第 3 条 3.3.1 項)。

- (i). **天然香料及び天然香料物質**とは、それぞれ香料調整品及び単一物質を意味し、ヒトの消費に容認可能であり、ヒトの消費に供するために植物から物理過程によってのみ得られる。
- (ii). **天然と同一の香料物質**とは、芳香性原料から化学的に分離された、又は合成的に得られた物質を意味する。これらは天然物中に存在する物質と化学的に同一であり、加工の有無にかかわらずヒトの消費用に意図されている。
- (iii). **人工香料物質**とは、天然物中に同定されたことがない香料物質を意味し、加工の有無にかかわらずヒトの消費用に意図されている。

2-2. 加工助剤 Processing Aids

2020 年 10 月 9 日、インド食品安全基準局(FSSAI)は、「FSS(食品規格及び食品添加物)基準 第 9 改正規則 2020 年版」を公表した。規則の改正は、FSS(食品規格及び食品添加物)基準(2011 年)の第 3 章に「付録 C」として加工助剤を挿入することである。改正された規則の付録 C は、様々な加工助剤のカテゴリーと食品への使用をカバーしている。同改正規則の施行日は、2021 年 7 月 1 日である。

『加工助剤とは、器具や用具(apparatus or utensils)を含まず、それ自体では食品成分として消費されず、原材料、食品又はその原料の加工に意図的に使用され、処理又は加工中に一定の技術的目的を果たすために使用され、最終製品中に意図的ではないが避けられない残留物又は誘導体の存在をもたらす可能性のある物質又は材料を意味する。』

2-3. 食品添加物のキャリーオーバー

FSS(食品規格及び食品添加物)規則(2011年)では、「キャリーオーバー」について、第3章3.1.1.(10)項に以下の通り記載されている。

着色料、香料、酸化防止剤、凝固阻止剤、乳化剤、安定剤、或いは保存料等の添加物が、これらを用いた原料又は他の材料の使用により食品中に存在することに対し、「キャリーオーバー」の原則が適用される。汚染物質の存在はこの目的の対象ではない。

キャリーオーバーの原則の適用による食品中の添加物の存在は、規制で他に特に禁止されていない限り、原料又は他の材料を介したキャリーオーバーを含む添加物総量が、認可された最大量を超えていない場合、一般的に認められる。

下記食品には、規定された食品添加物以外の添加物のキャリーオーバーは認められない。

- (i). 乳児、フォローアップ、乳幼児のための特別な医学的目的のための食品
- (ii). 乳幼児及び幼児のための補完食品

3. 認可食品添加物及びその使用基準

認可食品添加物については、FSS(食品規格及び食品添加物)規則(2011年、改正2017年)で説明・定義されており、同規則の第3章:食品に添加される物質に、以下通り規定している。

ここに記載されている食品添加物は、規則の条項に準拠して食品に使用するのに適していると認められており、一日許容摂取量(ADI)が設定されているか、若しくは他の基準に基づき安全と決定され、規則に準拠して添加物の使用が技術的に正当と考えられる。なお、付録Aには食品添加物リストが、食品区分における添加物の最大量/制限とともに含まれている。

4. 新規食品添加物の申請・認可

FSS 規則に記載されていない食品添加物又は新規食品添加物は、FSSAI から認可を取得しなければならない。食品添加物認可のための申請書式および要約シートは、食品添加物、香料、加工助剤、及び食品接触材料に関する科学パネルより2012年4月4日に発表されており、

『申請者は、食品添加物の認可/認可食品添加物の他の食品への拡大、及び食品中の認可食品添加物の既存量の増加を、同封の規定の書式で申請しなければならない。申請書は、インド食品安全・規格局所長宛てに提出されなければならない。』

5. 食品への食品添加物の表示

食品中に用いられる食品添加物の表示は、FSS(包装および表示)規則(2011年)に規定されている。2.2.2(包装済み食品の表示)は以下の通りである。

2.(d) 1つの原材料自体が2つ以上の原材料で構成される製品である場合、当該複合原材料は原材料リストに明記されなければならない。カッコ内に材料リストが重量または容積の多い順に示されなければならない。複合材料が食品の5%未満に相当する場合は、食品添加物を除き、複合材料の材料リストは明記されなくてもよい。

食品添加物の機能分類については、同規則(包装および表示)(2011年)「第5条 食品添加物に関する表示」には以下通り記載している。

6. 食品添加物の表示: 第2章 第2.2.2項 (包装済み食品の表示)

- (i). 食品添加物で、食品一般に使用が容認されている食品添加物リストに掲載され、各分類に該当するものは、以下の分類名が、具体的名称または認められている国際分類番号とともに用いられなければならない。

pH調整剤 Acidity Regulator、酸味料 Acids、固結防止剤 Anticaking agent、消泡剤 Antifoaming Agent、酸化防止剤 Antioxidant、増量剤 Bulking Agent、着色料 Colour、発色剤 Colour Retention agent、乳化剤 Emulsifier、乳化塩 Emulsifying Salt、固化剤 Firming Agent、小麦粉処理剤 Flour Treatment Agent、風味増強剤 Flavour Enhancer、発泡剤 Foaming Agent、ゲル化剤 Gelling Agent、光沢剤 Glazing Agent、保湿剤 Humectant、保存料 Preservative、高圧ガス Propellant、膨張剤 Raising Agent、安定剤 Stabilizer、甘味料 Sweetener、増粘剤 Thickener。

- (ii). 着色料や香料が添加されている食品は、その特別な表示が原材料表示の直下にななければならない。これらの要件は本規制の第2章 第2.2.2.5(ii)項に定められている。
- (iii). 食品添加物の表示に関連し、乳児用代用乳及び乳児食(2.4.1)、認可食品着色料(2.4.3)、塩を含有する認可凝固阻止剤(2.4.4.20)、フレーバー茶(2.4.4.23)、炭酸飲料又は非炭酸飲料用のフレーバー乳化剤及びフレーバーペースト(2.4.4.35)、及びグルタミン酸ナトリウムが添加された食品(2.4.4.18)、人工甘味料添加食品(2.4.4.24~29)、カフェイン添加食品(2.4.4.38)、及び特定のチーズ用の遺伝子組換え生物(GMO)から得られた酵素(2.4.4.33)については、特定の表示要件がある。

7. 食品への使用が禁止される物質

インドでは認可添加物のみが食品に使用可能であるが、食品添加物には、特定の食品区分に対して相互に使用の制約または規格が課されることがある。

全ての食品において使用禁止を示す食品添加物(香料)リストが、以下の通り、FSS(食品規格及び食品添加物)規則(2011年、改正2017年)第3章 3.3.1.(4)に示されている。

- (4) 香料の使用に対する制約: 以下の香料はいかなる食品においても使用が禁止される。即ち、

- (i) クマリン及びジヒドロクマリン
- (ii) トンカ豆(ディプティル・アダリット)
- (iii) β -アサロン及びシンナミルアントラニル酸
- (iv) エストラゴール
- (v) エチルメチルケトン
- (vi) エチル-3-フェニルグリシデート
- (vii) オイゲニルメチルエーテル
- (viii) メチル β ナフチルケトン
- (ix) P. プロピルアニソール
- (x) サフロール及びイソサフロール
- (xi) ツジヨン、イソツジヨン、 α 及び β ツジヨン